

公正証書遺言例

平成 年 第 号

遺言公正証書

当公証人は、遺言者磯野波平の囑託により、証人穴子一郎及び伊佐坂基六の立会いをもって次の遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条

遺言者は、その所有もしくは共有にかかる下記不動産(共有のものはその持分の全部)及び預貯金債権を、遺言者の二女磯野ワカメ(昭和〇〇年×月×日生)に相続させる。
但し、前記磯野ワカメが遺言者の死亡以前に死亡した場合は、同人の相続すべき財産につき、遺言者の孫磯野サンマ(平成〇〇年×月×日生)に相続させる。

記

(1) 所在 春日井市〇〇〇町〇丁目
地番 1番
地目 宅地
地積 〇〇・〇〇平方メートル

※法務局で不動産全部事項証明書を交付してもらい、正確な内容を記載してください。まれに市町村からの固定資産税納税通知書に書かれている所在地が不動産登記簿と異なることがあります。

(2) 所在 春日井市〇〇〇町〇丁目〇番地
家屋番号 1番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階〇〇・〇〇平方メートル
2階〇〇・〇〇平方メートル

(3) 家屋の所在 春日井市〇〇〇町〇丁目〇番地
棟番 1
種類 倉庫
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺
階層 1階建
評価床面積 〇〇・〇〇平方メートル

但し、未登記のため平成23年度名古屋市税務所長発行の固定資産税評価額等証明書に依拠した

(4) 株式会社 △△銀行春日井支店定期預金〇〇〇〇〇〇〇

※金融機関名は株式会社等までを記した正確な記載が必要です。支店名・口座番号まで書きます。

第2条

遺言者は、下記の預貯金債権を、遺言者の長女ふぐ田サザエ(昭和〇〇年X月×日生)に相続させる。但し、妻磯野フネに対し、同人が生存中その生活費として月額金3万円ずつを毎月末日限り同人の住所に持参または送金して支払う負担を付してこれを相続させるものとする。

※妻の老後を保障しておきたい時、妻に多くの財産を残す方法、あるいは財産のほとんどを子供に遺贈するが、母親を扶養する義務を負わせる負担付遺贈と呼ばれるものがあります。

記

株式会社 〇〇〇銀行春日井支店普通預金〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第3条

遺言者は、下記の預貯金債権を、遺言者の長男磯野カツオ(昭和〇〇年×月×日生)に相続させる。

記

株式会社 △△信託銀行春日井支店普通預金〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第4条

遺言者は、前3条に記載の財産を除く遺言者の財産が存在する場合には、その全部(預貯金、株式、動産、不動産、その他財産の一切)につき前記磯野ワカメに相続させる。但し、磯野ワカメが遺言者の死亡以前に死亡した場合は、同人の相続すべき財産につき、前記磯野サンマに相続させる。

※「記載の財産を除く遺言者の財産が存在する場合・・・」あるいは「この遺言書に定めがない財産は・・・」の記載がないと遺言書に書き忘れていた財産が見つかった場合、遺産分割協議をしなければ分けなくなります。

第5条

遺言者は、次の費用及び債務を前記磯野ワカメに負担させるものとし、遺言執行者は、磯野ワカメの相続すべき預金の中から適宜換価した金銭を随時次の費用等に弁済充当することができる。但し、磯野ワカメが遺言者の死亡以前に死亡した場合は、同人を、前記磯野サンマに読み替えてこれを適用する。

- 遺言者の葬儀、納骨、法要に必要な費用
- 遺言者の未払い租税公課、入院費用、日常家事債務を含む遺言者の一切の債務
- 遺言者の遺品処分、居住家屋の原状回復費用
- 磯野家の仏壇、仏具購入費用
- 磯野家の墓地改葬費用
- 本遺言執行に要する一切の費用(登記手続費用及び登録免許税を含む)
- 遺言執行者に対する第7条第3項の報酬
- その他遺言者の死亡後に必要となる各種費用

第6条

遺言者は祖先の祭祀を主宰する者として、前記磯野ワカメを指定する。但し、磯野ワカメが遺言者の死亡以前に死亡した場合は、前記磯野サンマを指定する。

第7条

遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

春日井市〇〇〇町〇丁目〇番〇号
行政書士穴子一郎(昭和〇〇年X月X日生)
(事務所春日井市〇〇〇町〇丁目〇番〇号)

※遺言の内容(認知、推定相続人の廃除、財産を特定しないで遺贈など)によっては、その内容を実現するために遺言執行者がいたほうが良い場合は、遺言執行者を指定します。

2遺言者は、遺言執行者に対し、本遺言を執行する為、次の権限を与える。

- この遺言を執行するため、相続人の印鑑登録証明書付き同意書を要することなく、金融機関における遺言者の権利に属する貸金庫を開披し、その内容物を取り出して遺言執行する権限、並びに同貸金庫契約を解約する権限。
※貸金庫の開披権限の付与が書いてないと相続人全員の合意がないと貸金庫が開けられなくなります。
- 遺言者名義の一切の預貯金債権について、名義変更し、必要な範囲で払い戻し手続きを行い、払戻金を受領すること。
- その他本遺言執行に必要な一切の事項

3遺言者は、遺言執行者に対する報酬を金××X円と定め、この報酬及び本遺言執行のために必要な費用を遺言者名義の預金より支出することができる。

(付言事項)

私がこのような遺言をする趣旨は、次のような私の遺志を実現して欲しいからです。

長男カツオは、フランスにて永らく暮らしていることから、後々のことを二女ワカメに託す必要があるからです。長男カツオは、私にとってはかけがえのない大切な息子に変わりないが、なかなか日本に帰って来られない状況から、このような遺言にならざるを得ないことをどうか理解して欲しい。

長女サザエには、これまで、私たち夫婦の生活上の世話についていろいろと面倒をみてもらい、本当に感謝しています。有難う。今後も私や妻の生活や介護、看護、そして亡き後のことまでいろいろと面倒をかけると思いますが、どうか、宜しく願います。

二女ワカメには、磯野家の土地と祭祀のことを託します。また、もしもワカメに万一のことがあっても、その子である、サンマが代わりに磯野家を守っていただけるように遺言しておきます。

私の遺産を巡って兄弟間で無用な争いをすることなく、家族円満に暮らしていつてもらうことを、父親として心から願っています。

尚、私の葬儀は、株式会社〇〇葬祭(春日井市中区〇〇町〇丁目×番地)にて執り行っていただき、できるだけ簡素に慎ましくしていただけたら幸いです。

※付言事項は、遺言としての法的効力や拘束力はありませんが、遺言者の最終の意思を示すものとして、円満な相続につながります。

本旨外要件

春日井市〇〇〇町〇丁目〇番地

無職

遺言者 磯野波平

昭和〇〇年×月X日生

遺言者は、当公証人と面識がないので法定の印鑑証明書を提出させてその人ではないことを証明させた。

春日井市〇〇〇町〇丁目〇番地〇号

行政書士

証人 穴子一郎 昭和××年X月×日生

豊田市〇〇〇町〇丁目〇番地〇

行政書士

証人 伊佐坂基六 昭和××年X月×日生

※2人以上の証人を選ぶ必要がありますが、推定相続人等関係者は証人にはなれません。

遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印する。

遺言者 磯野波平(署名) 印

証人 穴子一郎(署名) 印

証人 伊佐坂基六(署名) 印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号の方式に従い作成し同条5号に基づき次に当公証人が署名捺印する。

平成 年 月 日

下記役場において作成

春日井市鳥居松町4丁目151番

名古屋法務局所属

公証人〇〇〇〇 職印